

低所得者に係る保険税軽減の拡充に伴う条例改正について

1. 平成29年度税制改正における国民健康保険税関連事項
(平成28年12月22日閣議決定)

(1) 【低所得者に係る保険税軽減の拡充】
 所得が一定額以下の世帯に対して、均等割額と平等割額を7割、5割、あるいは2割軽減することで、低所得者世帯の負担を少なくする制度。
 軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の被保険者の数に乗すべき金額を27万円（現行26.5万円）に、2割軽減の対象となる世帯の被保険者の数に乗すべき金額を49万円（現行：48万円）に引き上げる。

2. 平成29年度税制に対する下野市の対応
 ・低所得者に係る保険税軽減の拡充 → 平成29年度から実施予定

軽減拡充の改正内容及び計算例

国保加入者が世帯主（納税義務者）、妻、子供1人の3人世帯の場合

軽減の区分	H28軽減の基準（改正前）	改正後
7割軽減	前年の世帯所得 ≤ 33万円（基礎控除額）	改正なし
5割軽減	前年の世帯所得 ≤ 基礎控除額(33万円) + <u>26.5万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	<u>27万円</u> に引き上げる
3人世帯の場合	330,000円 + (265,000円 × 3人) = <u>1,125,000円</u> までの所得世帯が軽減該当	<u>1,140,000円</u> までの所得世帯が軽減該当
2割軽減	前年の世帯所得 ≤ 基礎控除額(33万円) + <u>48万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	<u>49万円</u> に引き上げる
3人世帯の場合	330,000円 + (470,000円 × 3人) = <u>1,770,000円</u> までの所得世帯が軽減該当	<u>1,800,000円</u> までの所得世帯が軽減該当

3. 改正後の軽減世帯推計

現行

H28.12月末現在	被保険者数	世帯数	軽減額(千円)
7割軽減	2,327	1,646	97,672
5割軽減	1,828	987	50,203
2割軽減	1,746	858	18,639
合計	5,901	3,491	166,514

改正後

被保険者数	世帯数	軽減額(千円)	増減(千円)
2,327	1,646	97,672	変更なし
1,942	1,027	53,094	2,891
1,850	898	19,544	906
6,119	3,571	170,310	3,797

※5割、2割軽減世帯数が1,845件から1,925件に増加し、軽減対象世帯の拡充が見込まれる。

4. 施行期日 平成29年4月1日
 地方税法改正法案の成立後、国保税条例改正（専決処分）を行う。